

監 第 2 8 号
平成 25 年 6 月 21 日

請求人 様

京都市監査委員 大 西 均
同 久 保 勝 信
同 西 村 京 三
同 海 沼 芳 晴

住民監査請求について（通知）

平成 25 年 5 月 13 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

- 1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が行った平成 21 年度から平成 23 年度までの京都市住宅供給公社（以下「本件公社」という。）に対する向島市営住宅の空き家整備費を含む委託料の支出（以下「本件支出」という。）について、本件公社の不適正な業務執行に関し、監督する責任を果たさず、本件公社に対して漫然と本件支出をしたことは不適正な支出であるとして、本件支出をした京都市長以下の管理者に対し、損害賠償を請求するなどの必要な措置を採ることを求めるものである。
- 2
 - (1) 法第 242 条第 2 項の規定により、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、違法又は不当な財務会計上の行為があった日から 1 年を経過したときは、これをすることができないとされているところ、本件支出に係る支出命令は平成 24 年 1 月 11 日以前に、また、振込は同月 31 日以前に行われており、これらの財務会計上の行為があった日から 1 年を経過した後住民監査請求が行われていることが明らかである。
 - (2) この点について、請求人は、「住民監査請求について（通知）」（平成 25 年 4 月 12 日付け監第 4 号）によって、初めて本件支出を知ったとしており、監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張する。
 - (3) 法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由の有無については、特

段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年9月12日判決）。

(4) また、相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道等を待つまでもなく、住民なら誰でもいつでも閲覧等できる情報等については、それが閲覧できる状態に置かれれば、その頃には住民が相当の注意力をもって調査をすれば知ることができるとされている（東京高裁平成19年2月14日判決）。

(5)

ア 本件公社が向島市営住宅の空き家整備について、特定の業者に行わせていることについては、平成24年8月6日に第三者から監査請求がなされた。その結果通知については、同年12月21日から市のホームページに掲示している。

イ 市が本件公社と、京都市市営住宅の管理代行協定を締結し、これに伴う経費の支出をしていることについては、市のホームページに掲示するとともに、閲覧に供している。この総括的な情報を基にして個別的な支出につき、情報公開請求をするなどして調査をすれば、その内容を把握することは可能であったと言える。

(6) 上記(5)アから、本件支出を不適正とする主張の根拠である本件公社による向島市営住宅の空き家整備の特定の業者への発注について知ることができたと解され、また、上記(5)イを合わせて判断すると、本件支出については、平成24年12月21日頃には住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て、監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができたと解される。

(7) そうすると、平成24年12月21日から見て143日後に提出された本件請求は、請求人が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て、監査請求をするに足りる程度に本件支出の存在及び内容を知ることができたと解されるときから相当な期間内に行われたと見ることはできない。

3 よって、本件請求は、対象とされている財務会計上の行為があった日から1年を経過した後に提出されたことについて、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。